

第14回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成25年10月23日 15時15分～16時35分

2 場所 教育庁第1会議室

3 出席者

委員	新垣 委員（委員長） 宮城 委員 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 諸見里 委員（教育長）	（欠席委員） なし
----	---	--------------

教育 庁	統括監等	教育指導統括監、教育管理統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課長、施設課副参事、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	（事務局） 総務課副参事、同課総務班班長、同班主任（4名）、同課財務班 班長、同課教育企画班主査 学校人事課県立学校人事管理監、同課小中学校人事管理監、同課 県立学校人事班主幹 県立学校教育課特別支援教育監、同課副参事兼高校教育改革班班 長、同課普通教育班班長、同課特別教育支援班主任指導主事、同 班指導主事 義務教育課副参事（2名）

4 傍聴した者

記者 19人 / その他 12人

平成25年第14回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:15）

委員長	ただいまから平成25年第14回県教育委員会会議・定例会を開催します。 まずはじめに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 また、本日の議事の内容についてですが、皆様ご存じのとおり去る10月18日に下村博文文部科学大臣より、「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について」の指示文書が送付されており、県教育委員会としては、その対応について協議する必要があるため、お配りしている資料表紙の日程案のとおり「協議事項」として「是正の要求の指示に関する対応について」と記載していたところですが、先ほど勉強会の中で、専門家の意見も伺いながら、慎重に判断を行いたいという結論となったため、今回は、事案の報告のみに留めたいと思いますがご異議ありませんか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、第12回会議録の承認を行います。富川委員お願いします。
富川委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 続いて、第13回会議録の承認を行います。石嶺委員お願いします。
石嶺委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、宮城委員にお願いします。
宮城委員	はい。
委員長	それでは、協議事項としていた「是正の要求に関する対応」について、事務局より、概要の説明をお願いいたします。
義務課長	（協議事項の説明） ・「是正の要求の指示に関する対応について」について （概要説明・指示文書読み上げ）
委員長	事務局から説明がありましたがご質疑等ございますか。 （なし）

	<p>質疑がないようですので、これで協議事項の概要説明は終わりたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1について、総務課長より報告をお願いします。</p>
総務課長	<p>(報告事項1の説明)</p> <p>・「平成25年第6回沖縄県議会（9月定例会）における質問・答弁概要報告」について</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、次に報告事項2について、学校人事課より報告をお願いします。</p>
学校人事課長	<p>(報告事項2の説明)</p> <p>・「平成26年度公立学校管理職候補者選考試験」最終結果報告について</p>
委員長	御質疑ございますか。
宮城委員	合格率が高い、あるいは低いというのは採用枠に関係しているのでしょうか。
学校人事課長	管理職候補者試験は、現在教頭である職員が校長試験を受ける、あるいは教諭である職員が教頭試験を受けるという内容のものでございます。主に退職者の代わりに、昇任して校長や、教頭として配置をするための仕組みでございますので、大きな変動につきましては退職者数に起因していると考えております。
宮城委員	では試験の内容によって合格率に影響が出ているわけではないのですね。
学校人事課長	はい。
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>では、次に報告事項3について、義務教育課より報告をお願いします。</p>
義務課長	<p>(報告事項3の説明)</p> <p>・「平成25年度第2回学力向上推進本部会議の開催結果報告」について</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、次に報告事項4について、文化財課より報告をお願いします。</p>
文化財課長	<p>(報告事項4の説明)</p> <p>・「第48回全国史跡整備市町村協議会大会（全史協大会）の開催結果報告」について</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日は、議案が5件となっておりますが、議案第4号、第5号は人事案件</p>

	となっておりますので、非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 議案第1号と、議案第2号は関連しますので、一括して説明をお願いします。 それでは、議案第1号から説明をお願いします。
総務課長	(議案第1号の説明) ・「沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則」について (議案第2号の説明) ・「教育長専決規程の一部を改正する訓令」について
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	確認と質問です。14頁、15頁に記載されている第2条第24号には、冒頭に説明のありました文部科学大臣からの是正要求に係る、地方自治法第245条の5第3項の記載があります。今回の提案は、第24号についても教育委員会の権限を教育長に委任、又は臨時代理させるということなのでしょうか。
総務課長	そういうことではございません。従来は、第24号の規定は明文化されておりましたが、第2条で規定されている事務は、教育長へ委任しない事務になります。
富川委員	わかりました。
泉川委員	今回の規程は非常に整理され、分かりやすくなっていると思います。除外規定もありますし、専決規定についても明文化されており、その範囲についても広げられており良いのではないかと思います。 21ページの第3条に「教育長は、前条の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを教育委員会に付議しなければならない。」とありますが、第1号から第13号については基本的に専決事項であるけれども、内容によっては教育委員会に付議をすることになっています。どのように教育委員会で議論をするのか、教育長で専決をするのか判断を下すのでしょうか。 ここには記載されておりませんので、その場合の判断について教えてください。
総務課長	第3条は教育長が主語になっておりますので、基本的には教育長が判断を致します。但し、教育長が判断し難い場合に、重要な案件ということで教育委員へご相談をするという趣旨になるかと思えます。
泉川委員	教育委員会の最終責任という趣旨で言いますと、教育長の専決事項についても、教育委員会から「委員会へ議案を付議してもらえないか、付議した方

	が良いのではないか」と提案することも出来ると理解してもよろしいでしょうか。
総務課長	はい。そのような場合、教育長で判断して頂けることになるかと思いません。
委員長	他にございませんか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第3号の説明をお願いします。
県立課長	(議案第3号の説明) ・「平成26年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校の入学定員」について
委員長	御質疑ございますか。 (なし) それでは、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 休憩します。 (関係者以外退室) (以下は非公開部分のため省略します)